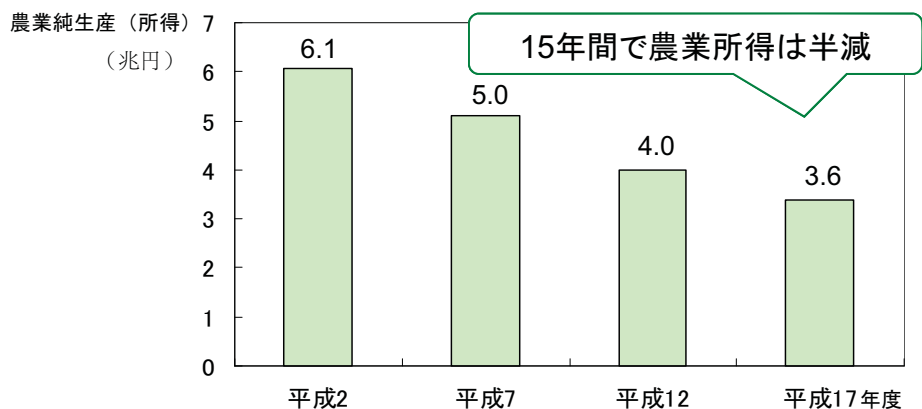


# 制度導入の経緯

# 16 我が国農業・農村が直面する現実

- 我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少・高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況にあり、安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務。
- 一方、穀物等の国際価格は、途上国の経済発展による食糧需要の増大等を背景として高騰。現在は、最高値に比べ大幅に低下しているが、世界各地で異常気象が続き、予断を許さない状況。

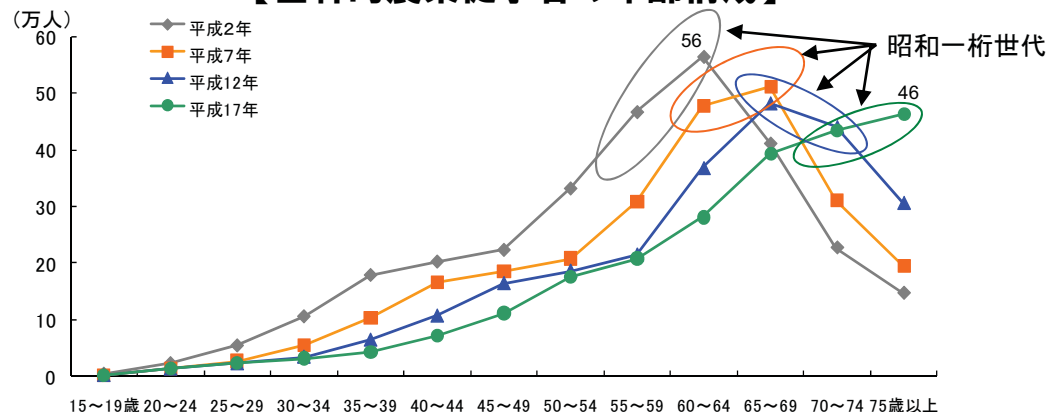
【農業所得の推移】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

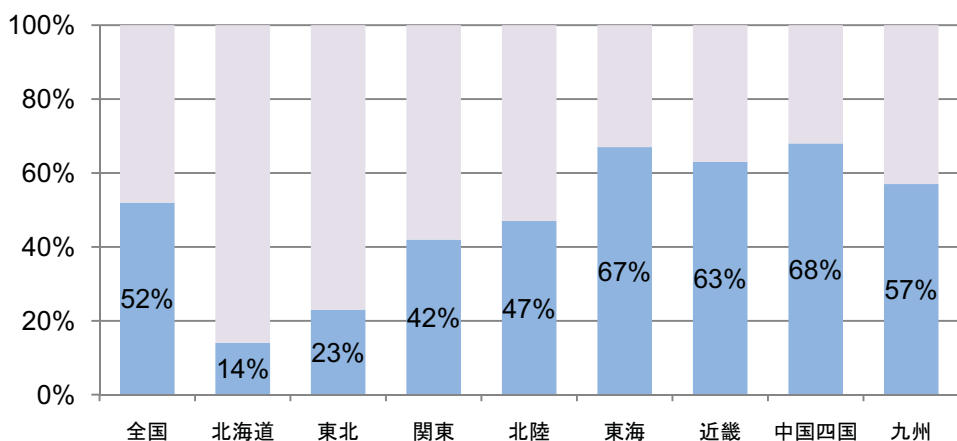
【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

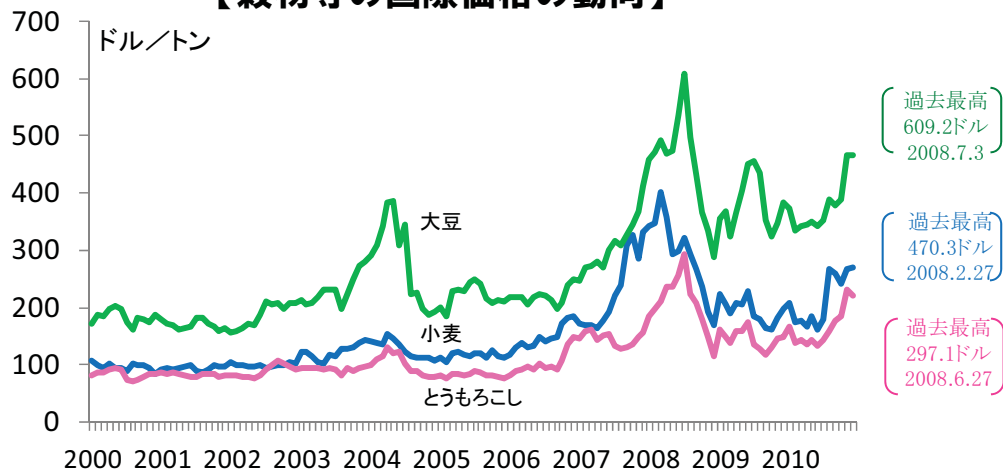
注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含めない。また、上記の図は販売農家のもの。

【農業を主とする担い手のいない水田集落】



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」(組替集計)

【穀物等の国際価格の動向】

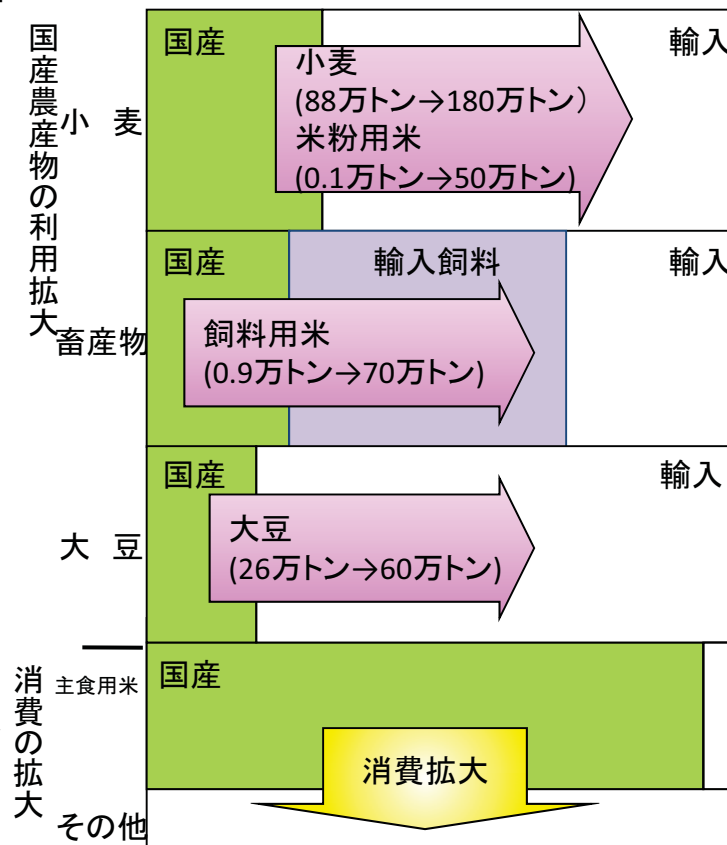
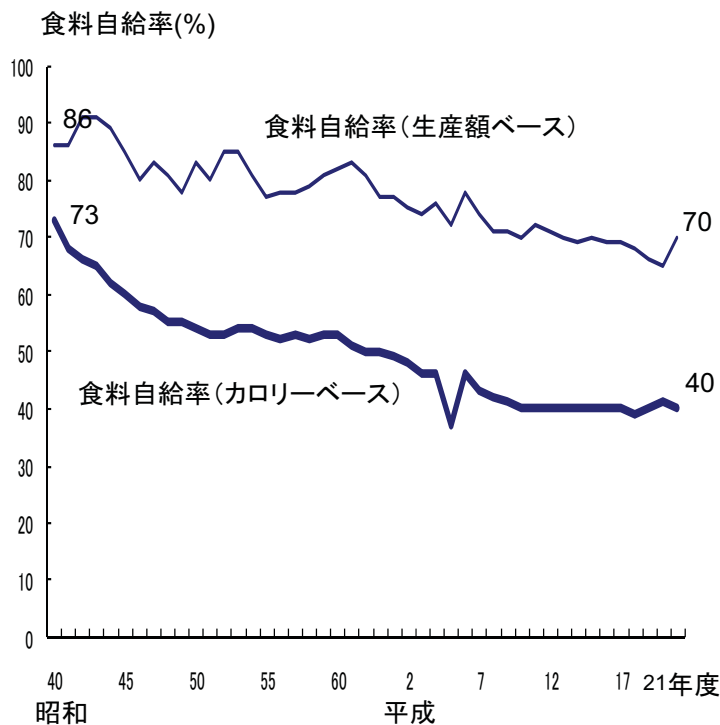


注：シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

# 17 食料自給率50%の達成のための取組

- カロリーベースの食料自給率40%は、主要先進国の中で最低の水準。近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向。
- 本年3月30日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げるという意欲的な目標を掲げたところ。
- この達成に向けては、生産面、消費面の取組が必要であり、特に生産面では、農地を最大限活用し、米粉用・飼料用米、麦、大豆等の土地利用型作物の生産の拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保が重要。

【昭和40年以降の食料自給率の推移】



関係者の最大限の努力と政府の下支え

**共通**

- ・戸別所得補償制度の導入、農業・農村の6次産業化等

**小麦**

- ・パンなどの小麦製品について、国産小麦、米粉の使用割合を引上げ (1割→4割)

**畜産物**

- ・飼料自給率の向上 (26%→38%)

**大豆**

- ・豆腐、納豆などについて、国産食用大豆の使用割合を引上げ (3割→6割)

**主食用米**

- ・朝食欠食1,700万人の改善等で米の消費拡大

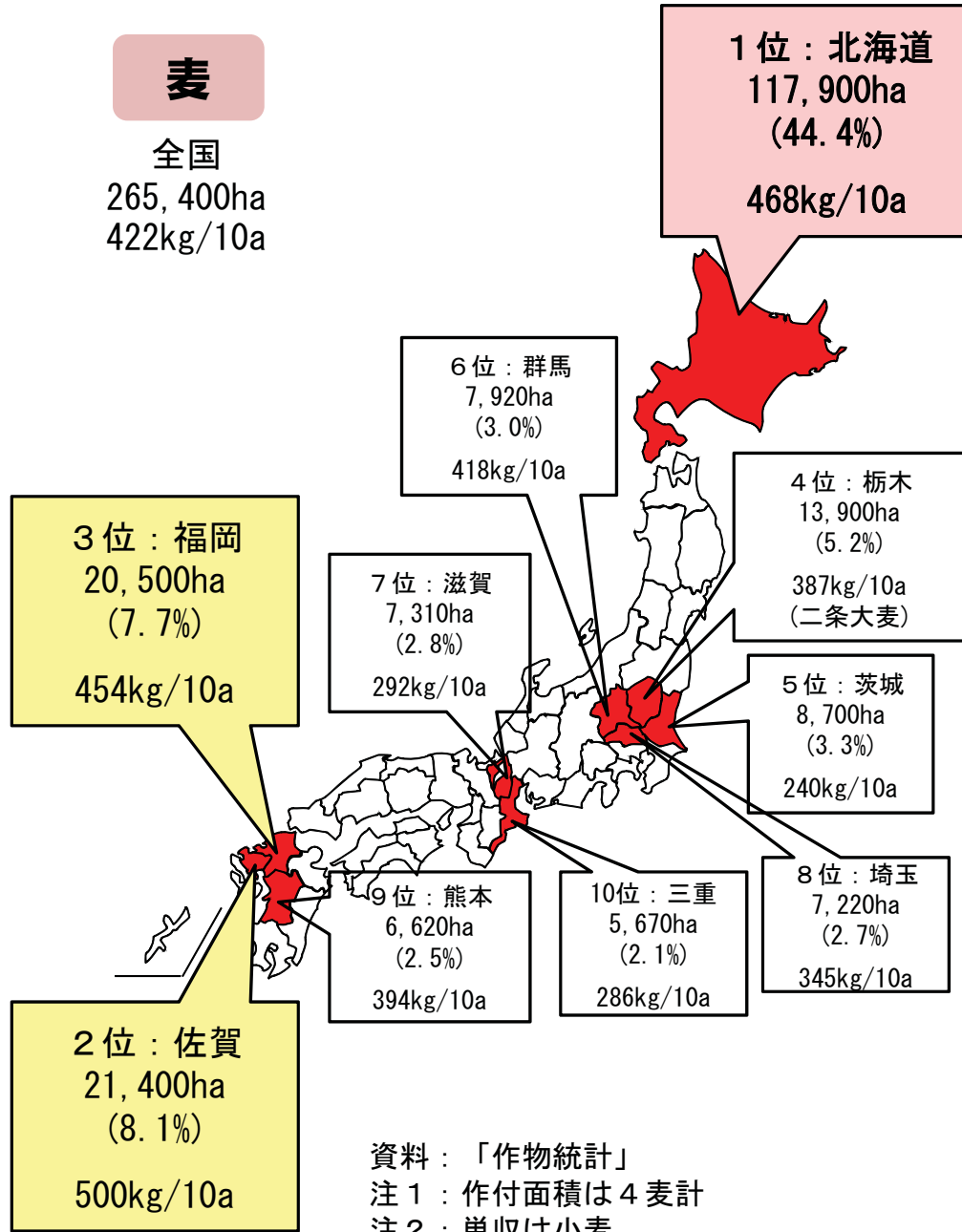
**その他**

- ・輸出の促進 (1兆円)
- ・油の摂りすぎの抑制

# (参考)表、大豆の作付面積及び単収 (20年産：上位10都道府県)

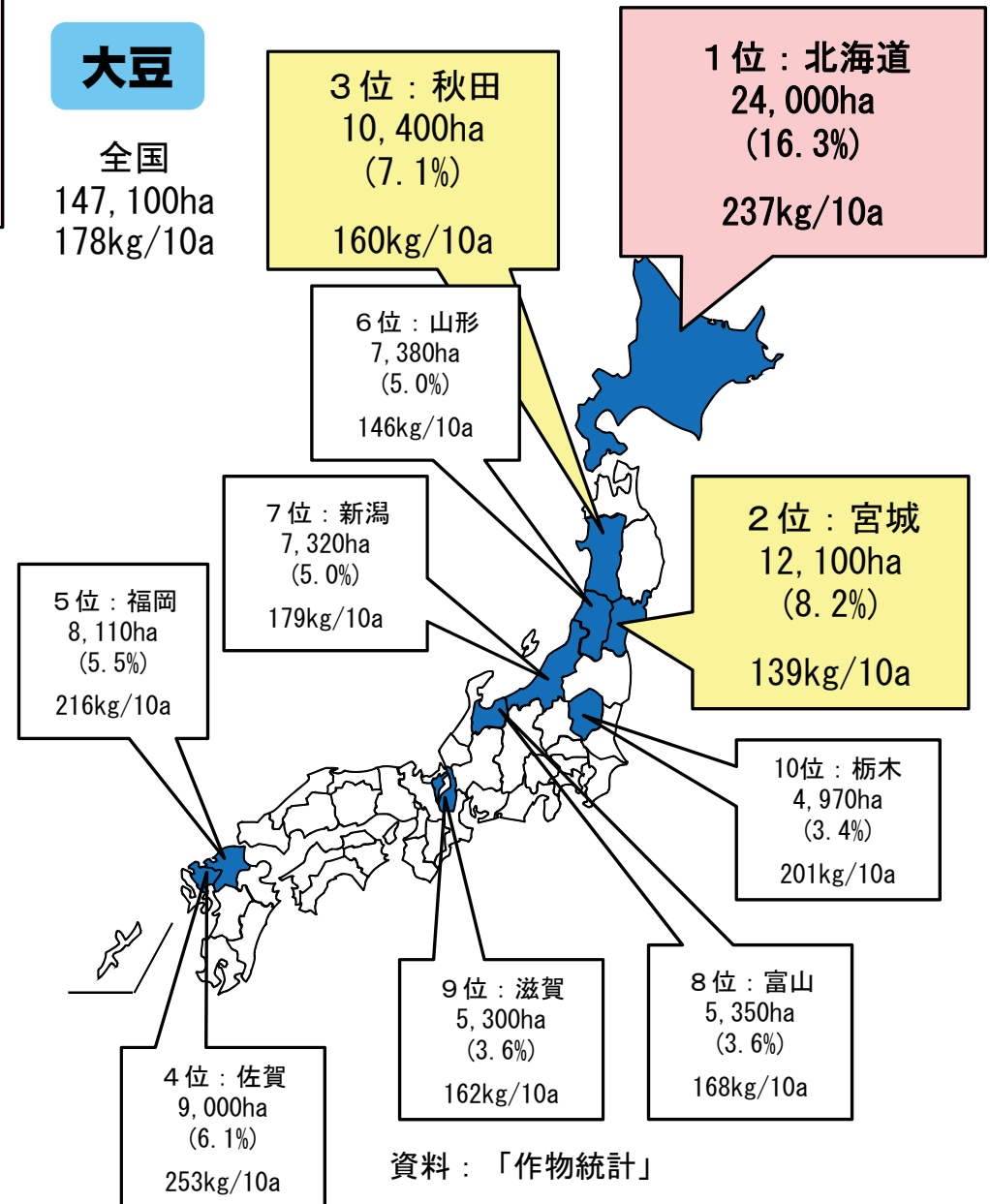
## 麦

全国  
265,400ha  
422kg/10a



## 大豆

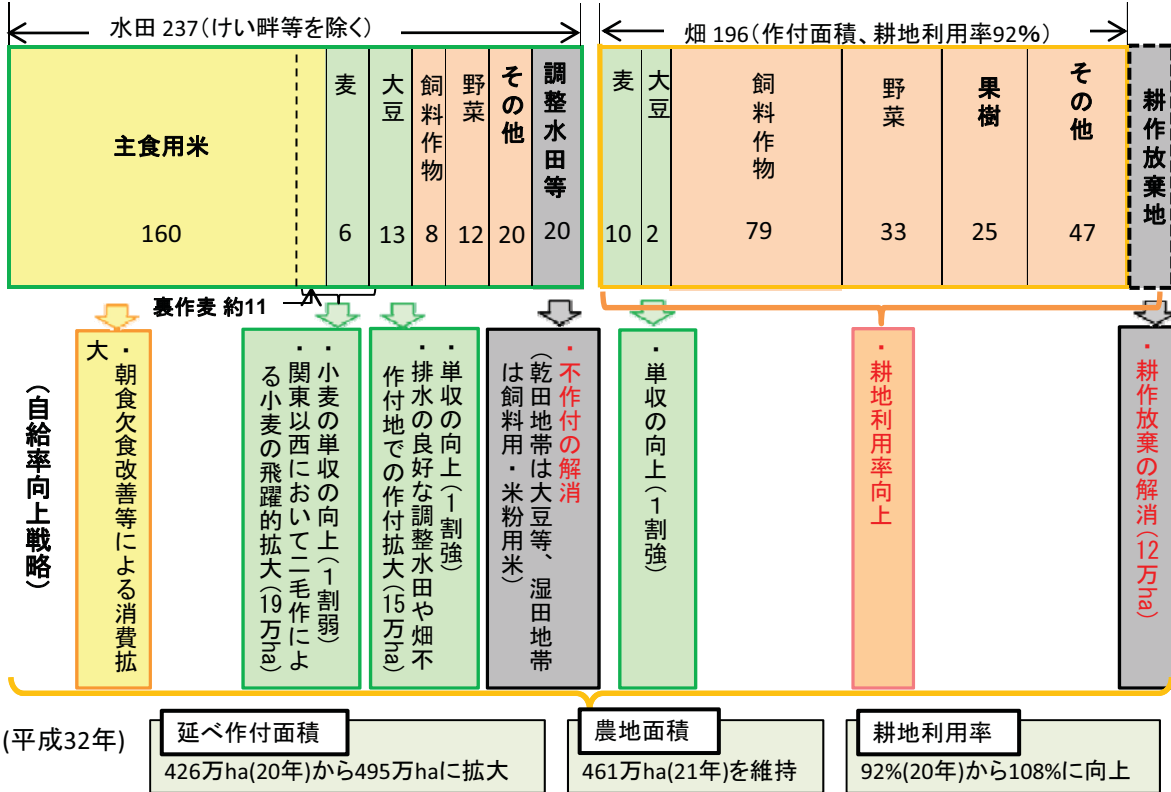
全国  
147,100ha  
178kg/10a



# 食料自給率50%のイメージと戦略（カロリーベース）

## 農地利用からのアプローチ

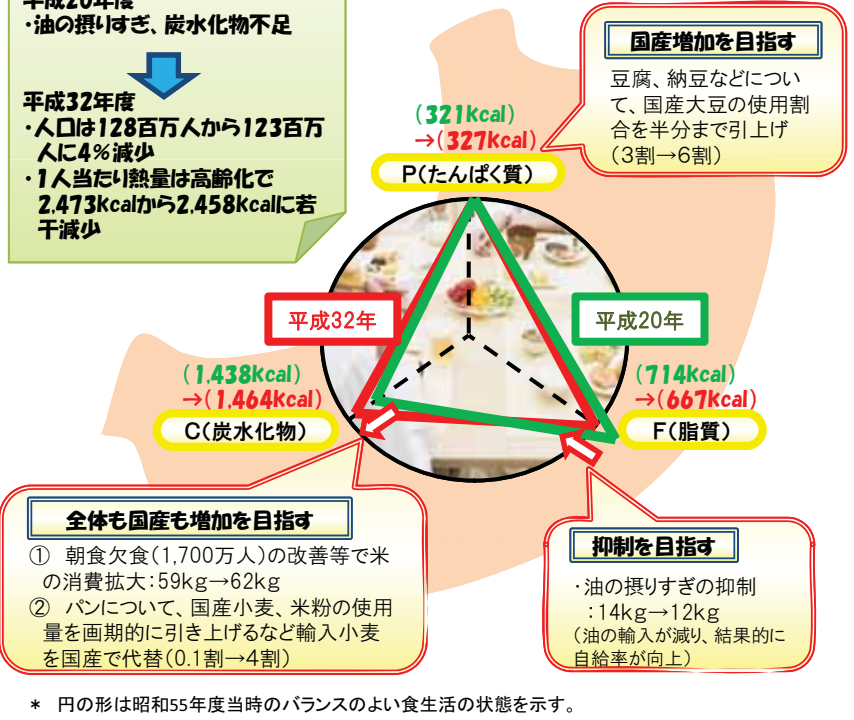
(平成20年、単位：万ha)



## 消費面からのアプローチ

平成20年度  
・油の摂りすぎ、炭水化物不足

平成32年度  
・人口は128百万人から123百万人に4%減少  
・1人当たり熱量は高齢化で2,473kcalから2,458kcalに若干減少



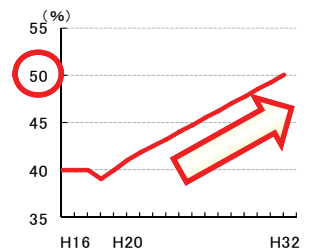
## 生産数量目標(主要土地利用型作物)

品目	平成20年度		
	面積 (万ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (万トン)
主食用米	162	530	881
米粉用米	0.01	522	0.1
飼料用米	0.2	590	0.9
小麦	21	422	88
大豆	15	178	26

品目	平成32年度		
	面積 (万ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (万トン)
主食用米	158	541	855
米粉用米	8	650	50
飼料用米	9	800	70
小麦	40	453	180
大豆	30	201	60

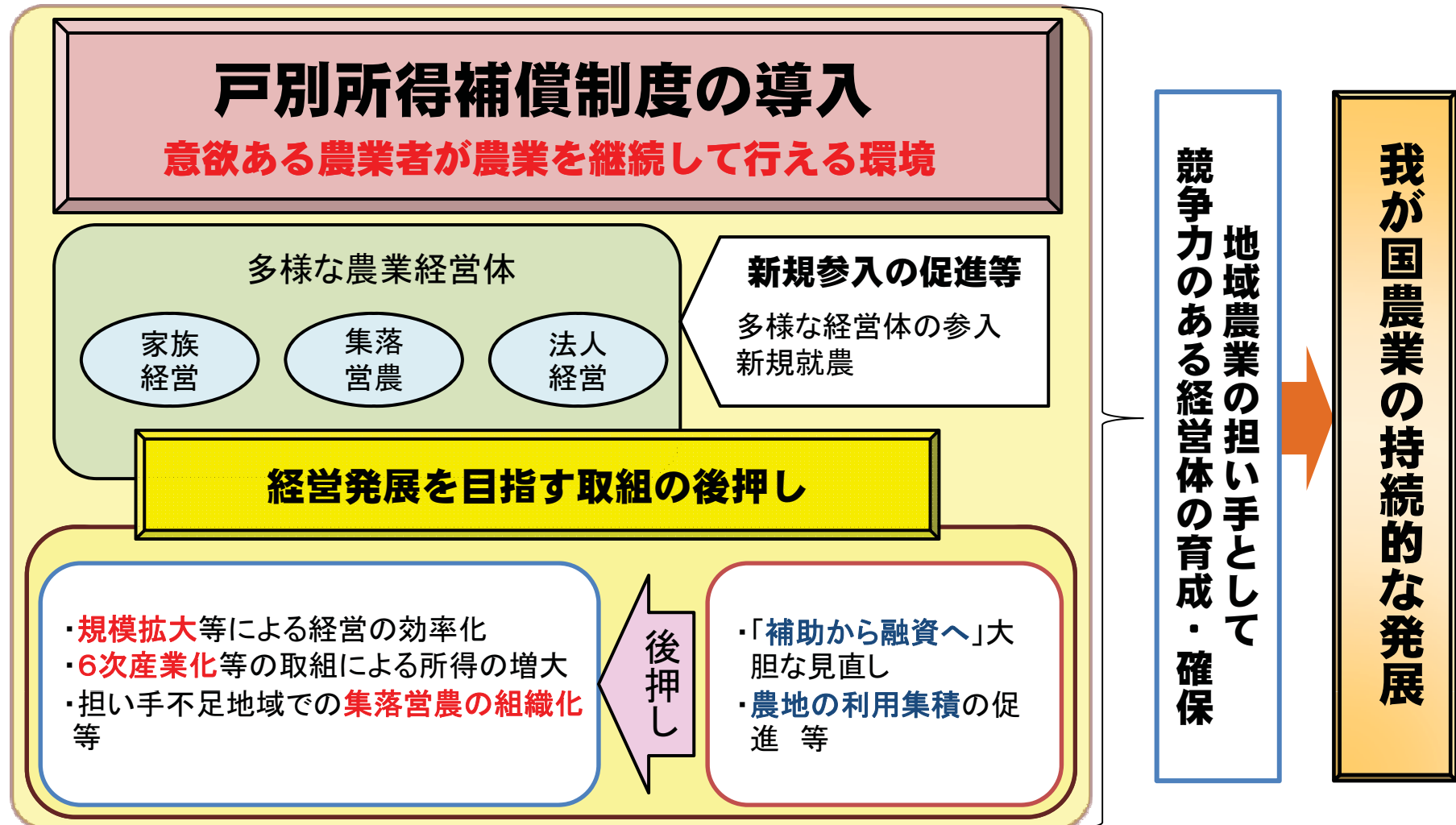
これに加え、  
・飼料自給率を26%から38%に向上  
・油脂類の摂取抑制等

食料自給率50%達成 (生産額ベースで70%)



# 18 多様な農業経営体の育成・確保

- 食料自給率目標の達成のためには、食料自給率向上効果の高い麦、大豆等の生産を拡大できるよう、生産力を確保することが重要。
- そのためには、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、家族農業経営、小規模農家等も参加した集落営農、地域の雇用創出に寄与している法人経営など多様な農業経営体を育成・確保していくことが重要。



# 19 米政策の考え方について

## これまでの米政策

### 農家経営の安定

- ① 半強制的な米の需給調整と過剰時の市場隔離により米価水準の維持を図ることを基本
- ② 米価下落対策として担い手を対象とする「収入減少影響緩和対策」等を講じる

### 米の需給調整

- ① 需給調整参加者に対する転作支援のための助成と非達成地域へのペナルティにより推進
- ② 米価下落時に市場隔離を行ったことから非参加者の米価も維持され不公平感が増大

### 備蓄運営

- ① 主食用販売を原則とする回転備蓄方式（実態は飼料用米等への販売も実施）
- ② 実態は、売買が需給調整等の目的のために行われることが多く、生産者には「いずれは政府が何とかしてくれる」という過剰な期待感等を与えとともに、流通業者は混乱

### 自給率の向上

- 麦・大豆等の作付は米の需給調整の達成者のみに限られ、麦・大豆等の自由な生産拡大を阻害

## 戸別所得補償制度の下での米政策

- ① 米の恒常的なコスト割れに着目し、戸別所得補償として、制度的な手当を行う
- ② 販売農家を対象に、米の所得補償交付金（全国一律1.5万円/10a）に加えて、米価変動に対応するための補てん交付金（全国一律）を措置

- ① 米戸別所得補償モデル事業の交付対象を需給調整達成者として、農家の主体的な経営判断による対応を期す（ペナルティは課さない）
- ② 過剰時の市場隔離については、需給調整に参加する者としいない者の不公平感を醸成することから行わず

- ① 棚上げ備蓄方式
- ② 需給調整とは切り離すことを明確にし、生産者・流通業者などの関係者が予見可能な、市場に対してより透明性を確保した形で備蓄運営上必要な量の買入れや販売を計画的に実施

- 米の需給調整と関係なく自由に麦、大豆等を生産拡大できるようになり、自給率向上に貢献

## 20 戸別所得補償モデル対策の概要(平成22年度予算)

- 水田における麦、大豆、米粉用・飼料用米等の作付拡大を推進する「水田利活用自給力向上事業」と、コスト割れしている稲作農業の経営改善や米の需給調整確保を図る「米戸別所得補償モデル事業」をセットで実施。

### 水田利活用自給力向上事業(2,167億円)

#### 【交付対象者】

米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦、大豆等の生産を行う販売農家・集落営農を対象とする。

#### 【交付単価】

##### ① 戦略作物

作物	単価(10アール当たり)
麦、大豆、飼料作物 〔水田経営所得安定対策の単価(全国平均) 小麦(田) 4.0万円 大豆(田) 2.7万円〕	3.5万円
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円
そば、なたね、加工用米	2.0万円

※ 麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、加工用米の単価は、激変緩和措置により変更となる地域がある

##### ② その他作物

都道府県単位で作物ごとに単価を設定

##### ③ 二毛作助成(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ)

10アール当たり 1.5万円

#### 【激変緩和措置】

従来対策に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、交付単価の上乗せを行う激変緩和措置を講ずる。

### 米戸別所得補償モデル事業(3,371億円)

#### 【交付対象者】

米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農(水稻共済加入者・当然加入面積以下の者等は前年度に販売実績がある者)

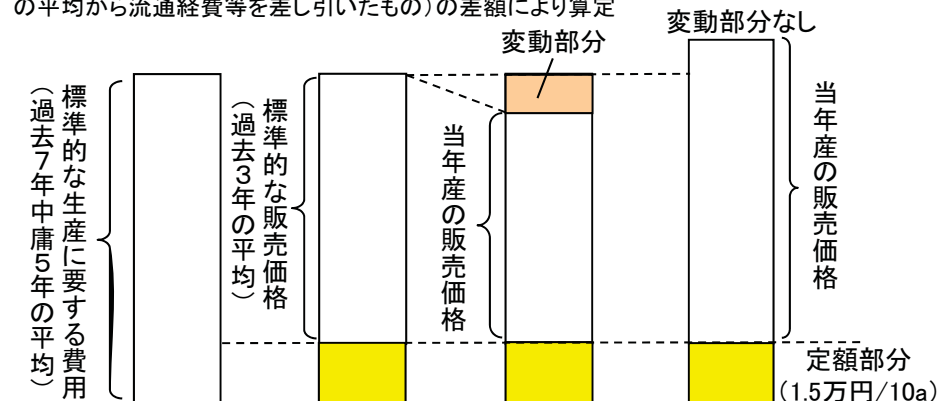
#### 【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

#### 【交付単価】(全国一律)

	単価(10アール当たり)
定額部分	1.5万円
変動部分	22年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に算定

※ 定額部分の単価は、標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の相対取引価格の平均から流通経費等を差し引いたもの)の差額により算定



## 21 戸別所得補償モデル対策の実施状況 ①加入状況

(1)モデル対策の加入申請件数は約133万件で、うち集落営農での申請が約7,300件と昨年の経営所得安定対策の集落営農数を約1,600件上回る申請。

### < 加入申請件数 > 経営形態別の加入申請件数

加入申請件数	経営形態別		
	個人	法人	集落営農
1,330,233	1,317,055	5,897	7,281 構成農家 224,602戸

(参考)経営所得安定対策加入集落営農数5,676組織(21年度)

(2)加入申請面積は、米モデル事業で約115万ha。全国で過剰作付面積が約1万ha程度縮小。

### < 加入申請面積 >

(1)米モデル事業

1,152,339 ha

(2)水田利活用事業

(単位:ha)

(3)水田利活用事業では、新規需要米や加工用米は順調に生産が拡大しているが、麦、大豆は若干の減少傾向。今後、麦・大豆等をどのように伸ばしていくかが課題。

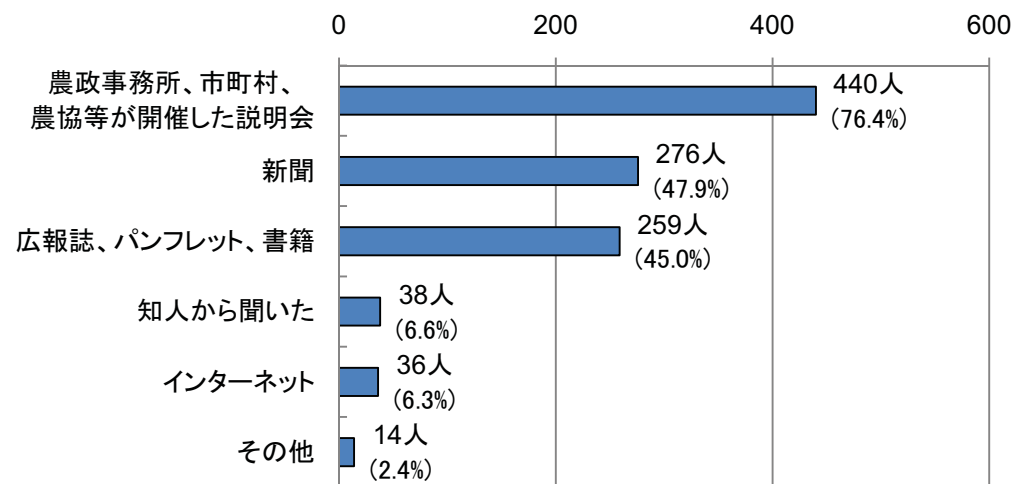
	加入申請面積	対前年の作付動向
麦	166,560	▲0.1万ha(経営所得安定対策)
大豆	115,476	▲0.6万ha(経営所得安定対策)
新規需要米	36,243	+1.9万ha(新規需要米取組計画書)
加工用米	38,943	+1.3万ha(加工用米取組計画書)

## ② アンケート調査結果

(1) 稲作農業者、戸別所得補償モデル対策導入推進事業実施主体(市町村及び地域水田協議会等)を対象に、アンケート調査を実施。

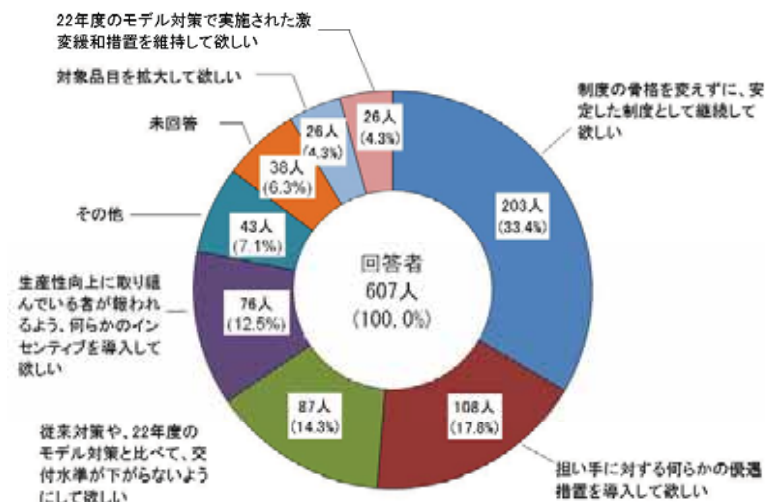
(2) 本格実施に向けた要望に関しては、稲作農業者では、「制度の骨格を変えずに安定した制度として継続」、事業実施主体では、「従来対策やモデル対策に比べ交付水準が下がらないように」が最も多い。

### ＜モデル対策に関する情報入手媒体＞

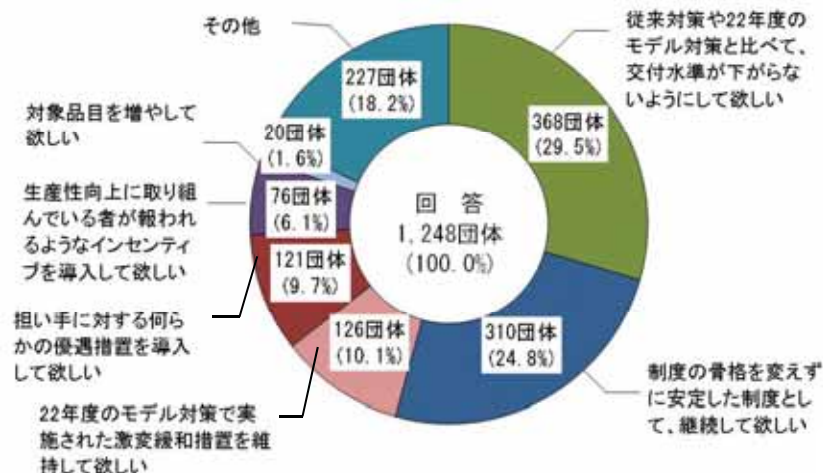


### ＜本格実施に向けた要望＞

#### 稲作農業者



#### 事業実施主体



## 22 モデル対策の実施状況を踏まえた制度設計

### モデル対策の実施状況

### 本格実施

#### 米

- 米モデル事業への加入申請面積は、115万ha。また、過剰作付面積は全国でおおむね1万ha程度縮小する見込み。

- 一定の評価を受けたと考えており、米の戸別所得補償交付金の支払い方法や単価については、米のモデル事業の仕組みを維持。

#### 畑作物

- 経営所得安定対策の申請面積で見ると、
  - ・ 麦は前年度より1,000haの減少
  - ・ 大豆は前年度より7,000haの減少
 これは、新規需要米への作付転換の影響もあるが、今後、インセンティブが湧くよう工夫することが必要。

- 新制度の下では、収量が増えれば交付額も増える仕組みとして設計。
- 畑作物の所得補償交付金の交付単価は、従来対策に比べ、麦で+3,000円/10a、大豆で+10,000円/10aとなる。
- 上記により、生産拡大のインセンティブが増大すると考えられることから、水田活用の所得補償交付金の交付単価は据え置く。

#### 新規需要米

- 新規需要米(米粉用・飼料用米、WCS用稲)については、作付面積が3.6万haと順調に生産が拡大。

- 水田活用の所得補償交付金の新規需要米の交付単価については、8万円で据え置き。

#### 集落営農

- モデル対策における集落営農(7,281)の加入数は経営所得安定対策(5,676)に比べて約1,600件の増加。

- 対策に加入した集落営農の基盤強化を図るため、集落営農の法人化を支援。

#### 激変緩和

- 激変緩和調整枠の利用状況は、麦・大豆等の戦略作物への加算が6割。これにより団地化、ブロックローテーションの導入、集落営農などの担い手への支援を行っているところ。
- 一方、地域特産物等への利用は4割。

- 激変緩和調整枠を発展的に解消し、地域の生産実態に即して、戦略作物の生産性向上に向けた取組、地域特産物の振興の取組等を支援する「産地資金」を創設。
- その他作物への支援も、産地資金の中で一体的に運用。